

平成29年8月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成29年8月24日（木）午後3時00分～3時35分
◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美	勝山 健一

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	西田 生涯学習部次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	増井 生涯学習課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長
尾谷 中央図書館長	上田 金剛図書館長			
				(書記)小島 教育総務課長代理

平成 29 年度 8 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 8 月 24(木)

開会：午後 3 時 00 分

閉会：午後 3 時 35 分

山本教育総務課長

平成 29 年度 8 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、9 月 28 日（木）午後 3 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

それでは、平成 29 年度 8 月定例教育委員会会議を開会いたします。まずは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、仲野委員よろしくをお願いいたします。

仲野委員

わかりました。

芝本教育長

続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 7 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は 2 件の報告がございます。それでは、報告第 11 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は「新たに承認申請のあった行事」が 2 件ございますので、まずは、①の行事について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、「新たに後援名義承認申請のあった行事」のうち、①の行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「河内の古民家巡りスタンプラリー2017」で、主催者は、河内の古民家巡りスタンプラリー実行委員会、代表者は、細見 克 氏です。開催期間は、平成 29 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）までのうち、参加する古民家の公開日時となります。場所は、富田林市の重要文化財旧杉山家をはじめ、東大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、河内長野市、太子町を所在とする民家、計 13 古民家で、対象者は富田林市民を含む一般です。参加費は無料ですが、スタンプラリー用台紙を 1 枚 100 円で頒布いたします。また、古民家によっては、入場料が必要なところがございます。主催者である河内の古民家巡りスタンプラリー実行委員会は、平成 28 年に河内地区の古民家建築の価値の共有化をめざし、今後の取り組み方を各民家相互に考える機会を作ることを目的とし、賛同した古民家の所有者等有志によって設立されており、事務局は、羽曳野市にあります重要文化財吉村家住宅保存会が兼ねております。今回は、第 2 回目となり、昨年第 1 回は参加公開する古民家が 8 住宅、約 700 人が参加されております。また、今回は参加、公開する古民家も 13 住宅と増えており、参加者も約 1,000 人と予想されております。なお、後援につきましては、昨年の第 1 回は古民家が所在する各教育委員会が後援しており、今回の第 2 回も、後援、あるいは後援の申請中です。第 1 回は、

富田林市が参加しておらず、第2回の今回は、富田林市の重要文化財旧杉山家が参加することから、新たに後援名義の申請があったものでございます。今回の行事内容につきましては、営利目的や政治活動、宗教活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長
古村教育総務部次長代理

それでは、次に、②の行事について、教育指導室から説明をお願いします。

それでは、「新たに後援名義承認申請のあった行事」のうち、②の行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会 第56回研究発表大会」です。主催者は、大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会で、平成29年10月20日（金）に、松原市立松原中学校にて開催予定です。本行事は、毎年1回、大阪府内において各地区が輪番で幹事となり開催される小・中学校生活指導の研究大会で、大阪府内から小・中学校教職員、管理職、教育委員会指導主事が集まり、研究発表を通して、生活指導に関する諸問題について研究協議し、その推進を図る大会であります。本市立小・中学校教職員も多数参加することから、本市の小中学校における生活指導の充実に資するものであると期待される行事であり、本市教育委員会が定める後援名義の事務処理要領の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。なお、本事業は以前にも本市教育委員会の後援名義承認を受けたことはございますが、その時から保存年限が過ぎておりますので、新たに承認申請のあった行事として報告させていただいております。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長

それでは、新たに後援名義承認申請のあった行事につきまして、何かご質問等はないでしょうか。

阪井教育長職務代理者

②の行事について、対象者は大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会会員となっておりますが、会員以外の先生は参加できるのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

学校単位での加盟となっておりますので、誰でも参加できます。

仲野委員

②の行事について、参加料は無料となっておりますが、財源や規模、講師費用など収支の予定について教えてください。また、①の行事について、スタンプを集めるだけなのか、スタンプラリーが終わった後、どこかに台紙を持参すれば、景品等いただけるか、怪我や事故がないように、人的配置は考えておられるのか、開催場所の13件について、もう少し教えてください。

古村教育総務部次長代理

②の行事につきまして、収支報告書によりますと、収入の部につきましては各小中学校890校からの会費となっております。支出の部につきましては、講師謝礼金などでございます。

仲野委員

各学校が事前に会費を負担しているのですから、無料で開催することができるのですね。

古村教育総務部次長代理

学校には支出する財源がございませんので、教育委員会が各学校の会費を主催者に負担しています。

阪井教育長職務代理者

本市からの支出は、助成金ですか、負担金ですか。

植野教育総務部付部長

負担金です。

阪井教育長職務代理者

なぜ、本市が負担金として支出しているのですか。

植野教育総務部付部長

教職員の研修、教育研究に関しましては、様々な協議会がございまして、それらの協

議会の研究発表に本市の教職員が参加することは、本市教職員の資質向上に効果があるとして負担金を支出しております。

阪井教育長職務代理人

負担金で支出される場合、会計関係などのチェックはどのようにされているのでしょうか。

植野教育総務部付部長

本市から負担金として支出する場合、会計関係などは必要書類として必ず提出していただき、公益性や支出の内容などについて確認し、起案決裁を受けております。

阪井教育長職務代理人

わかりました。

芝本教育長

次に、①の行事について文化財課より回答をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

スタンプラリーについて、スタンプが8個以上集まりましたら、最後に訪れた古民家の受付で台紙を渡すか、事務局に郵送していただきますと、抽選で100人程度に景品が当選します。また、怪我などの保険につきましては、各施設で加入している保険を活用し、公開日には受付員が配置されます。開催場所の13件につきましては、東大阪市の市指定文化財「旧河澄家住宅」、八尾市の市指定文化財「安中新田会所跡旧植田家住宅」、柏原市の国重要文化財「三田家住宅」、柏原市の国登録有形文化財「寺田家住宅」、藤井寺市の国登録有形文化財「藤野家住宅」、藤井寺市の松永白洲記念館「松永家住宅」、松原市の国登録有形文化財「田中家住宅」、松原市の国登録有形文化財「中山家住宅」、羽曳野市の国登録有形文化財「畑田家住宅」、羽曳野市の国重要文化財「吉村家住宅」、太子町の国登録有形文化財「大道旧山本家住宅」、富田林市の国重要文化財「旧杉山家住宅」、河内長野市の市指定文化財「梶谷家住宅」でございます。

仲野委員

ありがとうございます。

阪井教育長職務代理人

羽曳野市の国登録有形文化財「畑田家住宅」は大阪大学名誉教授の畑田さんの自宅ですか。

房田生涯学習部次長代理

そのとおりです。

阪井教育長職務代理人

今も住んでおられるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

そのように伺っております。

勝山委員

行事に参加される方が、個々に古民家を訪れるのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

そのとおりです。

勝山委員

先程、参加者は約1,000人を予想されていましたが、一度に大人数の方が施設を訪問することはないのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

施設により開館日・開館時間は異なりますが、一度に大人数の参加者が施設を訪問することはないと考えています。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。そうしましたら、これまで承認したことのある③～⑨の行事について、何かご質問等はございませんか。そうしましたら、私から質問します。③の行事の対象者について、全世界となっておりますが、もう少し教えてください。

山本教育総務課長

本行事につきましては、国連・ユネスコの国際ボランティア活動調整委員会に加盟する各国のNGOが自国で国際ワークキャンプを主催しており、世界のボランティアの方を受け入れている関係で、全世界とされています。今回、外国の方は、イタリア、アメリカ、メキシコの方が参加されると伺っております。

芝本教育長
山本教育総務課長
阪井教育長職務代理人

その内容でしたら、対象者は全世界ではなく、一般でも問題ないかと思えます。わかりました。

参加料 500 円は何に使用する費用ですか。また、里山保全、国際交流とはどのようなことを行うのでしょうか。

山本教育総務課長

参加料 500 円につきましては、お茶や昼食代です。里山保全につきましては、スギ・ヒノキ林の間伐、雑木林の下樵り、竹の伐採を行います。国際交流につきましては、参加された方の歓迎会など行い、国際交流を図っています。

勝山委員
山本教育総務課長

いつでも気軽に参加できる行事ですか。また、毎日開催しているのですか。

参加する場合は、事前に連絡手続きが必要です。また、8月31日から9月15日までの間、毎日、活動を行っています。

勝山委員
山本教育総務課長

奥の谷とは富田林市のどのあたりでしょうか。

富田林市彼方にあります滝谷不動尊の南側の小道を進んだ緑豊かな山あいの地域と聞いております。

阪井教育長職務代理人
山本教育総務課長

竹の伐採などは、素人が参加してできる活動内容なのでしょうか。

伐採などの活動については、職人が中心となり行います。昨年度の報告書に添付されている写真を拝見しますと、参加者は職人の指導を受けながら、竹を伐採・整備している様子などが報告されています。

芝本教育長
山元委員
山本教育総務課長

他に、何かご質問等はございませんか。

④の行事の講演会の内容について教えてください。

フォトジャーナリストの安田菜津紀氏を講師に迎え、「写真で伝える仕事」で講演される予定です。

山元委員
芝本教育長

ありがとうございます。

他に、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、続きまして、報告第12号「富田林市教育委員会顕彰」感謝状について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、報告第12号「富田林市教育委員会顕彰」感謝状について、ご報告申し上げます。報告第12号の功績調書をお願いします。本年6月の定例会議でもご報告させていただきましたが、この度、東条小学校区で「こどもの安全見守り活動」を10年以上続けておられる方8名に対し、その功績をたたえ、「富田林市教育委員会顕彰規定」に基づき、感謝状を贈るものです。以上、ご報告とさせていただきます。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告案件はこれで終わらせていただき、続きまして、日程第4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は3件の案件がございます。それでは、議案第26号「富田林市教育委員会事務局事務分掌規則及び富田林市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、議案第26号「富田林市教育委員会事務局事務分掌規則、及び富田林市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、平成29年9月1日をもって、「福祉青少年センター」を廃止し、「きらめき創造館」を設置するにあたり、

所要の改正を行うもので、その内容としましては、富田林市教育委員会事務局事務分掌規則 第7条「生涯学習部生涯学習課青少年係」の項、第2号中「福祉青少年センター」を「きらめき創造館」に改正するとともに、富田林市教育委員会公印規則 別表第1中「富田林市立福祉青少年センター館長之印」を削除するものでございます。なお、附則といたしまして、この規則は、平成29年9月1日から施行するものです。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第26号につきまして、何かご質問等がございますか。

特に無いようなので、議案第26号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。続きまして、議案第27号「平成30年度使用教科用図書の採択」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第27号「平成30年度使用教科用図書の採択」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。先月の定例教育委員会会議において、平成30年度使用教科用図書について、採択いただいたところです。今回は、それを受けての提案となります。学校教育法附則第9条「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。」に基づいて、子どもの状況を鑑み、同学年での教科用図書及び下学年の教科用図書、文部科学省著作教科書では指導が困難なため、別紙のとおり、一般図書の使用について、採択下さいますよう提案させていただきます。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第27号につきまして、何かご質問等がございますか。それでは、私から質問します。資料に記載のある22Pとは何を意味するのでしょうか。

古村教育総務部次長代理

文字のポイント、大きさを指します。

阪井教育長職務代理者

教科書の文字の大きさは何ポイントですか。また、拡大版教科書は子どもたちが持ち帰り、自宅で勉強できる大きさですか。

古村教育総務部次長代理

教科書の文字の大きさは、学年により違いがございますが、12～14ポイントで表示されている教科書が多いと思います。拡大版教科書につきましては、児童がランドセルで持ち帰りができる大きさでございます。

勝山委員

22ポイントの文字の大きさとはいくらになりますか。

植野教育総務部付部長

本会議の書類の文字のポイントが12ポイントでございますので、約2倍の大きさになります。

勝山委員

わかりました。

芝本教育長

他に、ご質問などはございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第27号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。本教科用図書の活用によりまして、子どもたちの教育を適切に進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第28号「富田林市立福祉青少年センター条例施行規則を廃止す

増井生涯学習課長

る規則の制定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

それでは、議案第 28 号「富田林市立福祉青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。福祉青少年センターは、本市青少年の学習と憩いの場として、昭和 46 年から青少年活動を助成し、青少年の健全な育成を図ってまいりましたが、建築から 45 年あまりが経過しており、耐震補強やバリアフリー化の課題もありますことから、きらめき創造館にその機能を移転し、平成 29 年 9 月 1 日から業務を行うことに伴い、福祉青少年センターは供用廃止することとなるため、富田林市立福祉青少年センター条例施行規則を廃止するものです。施行日は、平成 29 年 9 月 1 日でございます。以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

芝本教育長

本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 28 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。きらめき創造館の活性化をこれからも図っていただき、富田林市のこれからの活力となる若者の育成を進めていただきますようお願いいたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成 29 年度 8 月の定例教育委員会会議を終了いたします。